

京都府私立中学校等修学支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、私立の中学校等に通う低所得世帯に属する児童生徒の教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で京都府私立中学校等修学支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「中学校等」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する、京都府内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、京都府内に所在する私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。

2 この要綱において、「児童生徒」とは、中学校等のいずれかに通う児童生徒をいう。
3 この要綱において、「保護者等」とは、学校教育法第16条に規定する保護者をいう。（ただし、法人である未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人、及び児童生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。）
4 この要綱において「基準日」とは、毎年7月1日をいう。

(交付の対象及び交付額)

第3条 支援金は、次の各号の要件をすべて満たす児童生徒を扶養している保護者等であって、支援金の交付を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）の授業料に係る債務の弁済に充てるために必要な経費について、当該受給権者に代わって支援金を受領する学校設置者（以下「設置者」という。）に対して交付する。

- (1) 児童生徒が、中学校等に基準日時点で在学していること。
 - (2) 児童生徒の保護者等の市町村民税所得割の額（保護者等が2人以上いるときは、その全員の市町村税所得割額の額を合算した額）が102,300円未満であること。
 - (3) 児童生徒の保護者等が、この補助金に付随する調査に協力すること。
- 2 補助金の額は毎年度、京都府の実施する支援の対象となる児童生徒1人あたり原則100,000円とする。

(受給資格の認定等)

第4条 前条第1項の受給資格の認定については、別途、定めるものとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする設置者は、別に定める期日までに京都府私立中学校等修学支援金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）を、知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書等を審査し、交付又は不交付を決定し、その決定内容を設置者に通知するものとする。

2 設置者は、第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに受給権者に対し、支援金の額を通知しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置者は、受領した支援金を当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるとともに、支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、支援金の授受に関するすべての関係書類とともに事業が完了した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- (2) 設置者は、支援金の交付に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。
- (3) 設置者は、当該私立中学校等の授業料の額を変更したときは、学則その他授業料の額を証明する書類の写しを速やかに知事に提出しなければならない。

(交付の変更)

第8条 設置者は、第6条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ京都府私立中学校等修学支援金変更交付申請書（別記第2号様式。以下「変更交付申請書」という。）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書等を審査し、変更の承認又は不承認を決定し、その決定内容を設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 設置者は、事業の完了にあたり、知事が定める期日までに、京都府私立中学校等修学支援金実績報告書（別記第3号様式。以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第10条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、また、必要に応じて調査等を行い、その報告内容が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、設置者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第11条 支援金の交付は、原則として前条の規定により交付すべき支援金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、交付決定を受けた額の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、第10条の規定による支援金の額の確定をした場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の金額の返還期限は、当該命令の通知日の翌日から起算して15日目の日とする。
- 3 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合には、第6条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 設置者が、法令、本要綱、支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の处分若しくは指示に違反した場合
- (2) 設置者が、交付を受けた支援金をその目的以外の用途に使用した場合
- (3) 設置者が、支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の規定により、支援金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を設置者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の取消し又は変更を行った場合には、交付した支援金のうち当該取消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

4 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による支援金の返還を命ずる場合には、設置者に対し、当該命令に係る支援金を設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき支援金を設置者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

5 第3項の規定に基づく支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

6 前項の規定は、交付すべき支援金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(設置者の責務)

第14条 設置者は、支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の

施策に協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行し、平成29年度の支援金から適用する。

京都府私立中学校等修学支援金取扱要領

京都府私立中学校等修学支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の実施に必要な事項については、交付要綱に定めるところによるほか、この要項のとおり取り扱うこととする。

1 受給資格の認定等

京都府私立中学校等修学支援金（以下「支援金」という。）の支給に当たっては、京都府は、交付要綱第1条に規定する設置者（以下「設置者」という。）が取りまとめた京都府私立中学校等修学支援金受給資格認定申請書（様式1）、課税証明書等及び受給資格認定申請者一覧（様式2）を受け取り、各児童生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。

認定結果については、受給資格認定通知（様式3）及び受給資格認定結果一覧（様式4）により、各設置者に通知する。各児童生徒への受給資格認定通知（様式5）は、設置者が行う。

2 補助対象について

(1) 児童生徒について

- ① 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条に規定する株式会社の設置する学校に在学している児童生徒は補助対象外とする。
- ② 7月2日以降の転学等については考慮しないが、調査の協力が得られない場合は補助対象外とする。

(2) 保護者等について

「保護者等」については以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 交付要綱第2条第3項に規定する保護者等
- ② 児童生徒に保護者がいない場合、当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者

(3) 支給額について

児童生徒1人当たり原則100,000円として当該学校の授業料額の範囲内で支給することとする。（なお、授業料額が減免措置等により100,000円以下の場合、当該学校の授業料額に施設整備費等の額を加えた額を限度として支給することができる。）

(4) 支給方法について

設置者が保護者等に代わって受領し、原則授業料等の学費と相殺することとする。

3 調査について

(1) 調査票の配付及び回収

文部科学省で作成した調査票を使用し、児童生徒に配付し回収することとする。

※なお、調査票の回収においてはプライバシー等に十分に配慮すること。（例：申

請書とは別に封筒に調査票を入れ回収する等）

(2) 調査票の提出

京都府は補助金の交付申請と併せて、回収した調査票を文部科学省に提出することとする。

4 交付申請書等の関係書類について

交付申請書には、交付申請額個人別内訳書（様式6）を、変更交付申請書には、変更交付申請額個人別内訳書（様式7）を、実績報告書には、実績報告額個人別内訳書（様式8）を関係書類として添付することとする。